

平成23年3月30日
日本貸金業協会

協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：飯島 巖）は、平成23年3月30日開催の理事会において、以下の処分を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

処 分 決 定 日	平成23年3月30日
処 分 対 象 者	ヒューマンライフ（佐藤博之）
処 分 の 種 類	除 名
処 分 の 理 由	平成21年度下期から平成22年度下期に至る会費を、連続して3期にわたり滞納したため。
根 拠 規 定	定款第21条第1項第3号及び第2項
処分の効力発生日	平成23年3月30日
公 表 日	平成23年3月30日

問 合 せ 先
日 本 貸 金 業 協 会
会 員 部 会 員 課
電 話 03-5739-3012